

守山市の企業立地促進奨励金制度の概要

【製造業等】

【ホテル・旅館】

【本社機能施設】

区分	立地形態	新設			移設			増設			建替え		新設・移設・増設・建替え		新設・移設・増設・建替え	
		大規模	一般	賃借型	大規模	一般	賃借型	大規模	一般	賃借型	一般	賃借型	一般・賃借型		一般	賃借型
条件	投下固定資産総額	50億円以上	5億円以上		50億円以上	5億円以上		50億円以上	5億円以上		5億円以上		5億円以上	5億円以上	5億円以上	5億円以上
	常用雇用者 (うち新規雇用者)	51人以上 (20人以上)	20人以上 (5人以上)		51人以上	20人以上		51人以上 (5人以上)	20人以上 (2人以上)		20人以上		20人以上 (新設5人以上、増設2人以上)	20人以上 (新設5人以上、増設2人以上)	20人以上 (新設5人以上、増設2人以上)	20人以上 (新設5人以上、増設2人以上)
	規模等の要件	—			—			—			—		—		資本金10億円以上 常用雇用者数500人以上	
立地促進 奨励金	上段と下段のいずれか低いほうの額とする ※滋賀県等他団体の補助金等を利用される場合は、その分を控除します	投下固定資産総額 10%	投下固定資産総額 10%	投下固定資産総額 3%	投下固定資産総額 10%	投下固定資産総額 10%	投下固定資産総額 3%	投下固定資産総額 10%	投下固定資産総額 10%	投下固定資産総額 3%	投下固定資産総額 10%	投下固定資産総額 3%	投下固定資産総額 3%	投下固定資産総額 10%	投下固定資産総額 3%	
		5年間の固定資産税額相当額			5年間の固定資産税額相当額			5年間の固定資産税額相当額			5年間の固定資産税額相当額		5年間の固定資産税額相当額	5年間の固定資産税額相当額		
	限度額	限度額7億円	限度額2億円		限度額7億円	限度額2億円		限度額7億円	限度額2億円		限度額2億円		限度額2億円	限度額2億円	限度額2億円	限度額2億円
雇用促進 奨励金	交付額	市内に住所を有し、かつ1年以上継続して雇用されている新規雇用者の数に10万円を乗じた額										市内に住所を有し、かつ1年以上継続して雇用されている新規雇用者の数に10万円を乗じた額	市内に住所を有し、かつ1年以上継続して雇用されている新規雇用者の数に10万円を乗じた額			
	限度額	1,000万円(100人)										1,000万円(100人)	1,000万円(100人)			

新設	新たに市内に事業所等を設置する場合、または現に市内に事業所等を有する企業が異なる事業で新たに市内に事業所等を設置すること。
移設	現に市内に事業所等を有する企業等が、その事業所等の全部または一部を廃止して、市内に新たに土地を取得または賃借して新たな事業所等を設置すること。
増設	現に市内に事業所等を有する企業等が、その事業の規模拡大する目的でその事業所等に関し行う次の行為で、延床面積の増加の伴うもの ・市内に有する事業所等を、当該事業所等の敷地と同一の敷地または隣接する敷地において拡張すること。 ・現に営む事業と同一の事業用の事業所等を市内に別に設置すること。 * 増設の大規模については新たな土地取得を含むものに限る。
建替え	現に市内に事業所等を有する企業等が、規則で定める年数以上経過した事業所等の全部または一部を廃止し、同一敷地等に新たに事業所等を設置すること。
賃借型	土地または建物を賃借し、新設、移設、増設または建替えを実施する場合

○ 立地促進奨励金は、5回に分割して交付する。

○ 現に立地促進奨励金の交付を受けている企業等は、当該奨励金の交付を受けている間においては、新たに交付を受けることができない。